

↳ 従業員賞与のカットと役員給与の減額

Q : 去年は、業績が悪かったため、従業員の冬のボーナスを一律カットしました。これを受けて役員給与も今年から減額したいのですが、定期同額給与に該当しなくなるのではと懸念しております。いかがでしょうか？

A : 従業員に対する賞与をカットせざるを得ない状況にあるというような場合は、役員給与を減額しても定期同額給与として認められることになっています。

【解説】

法人税では、役員給与は、期首から3ヶ月以内のみ増減させることができ、一度決めた給与はその事業年度を通じて同額でないとその給与の額を損金に算入できないとされています。ただし、例外的に経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由がある場合には、期中において減額改定をしてもその金額を損金に算入することが認められています。

そして、その他これに類する理由に該当するかどうかは、個々の実態に即して判断して、給与の額を減額せざるを得ない事情があるかどうかにより判定されることとなっており、一時的な資金繰りの都合や単なる業績目標値に達しなかったということでは認められないとされています。

なお、経営の状況の悪化により従業員の賞与を一律カットせざるを得ないような状況にあるという場合は、やむを得ない事情がある場合に該当するという取扱いになっていますので、ご質問の場合は問題ないと思われます。

